

事業実施・助成ガイドライン 細則 11「会計にかかる措置」

要領 9 一般管理費等の適用比率

一般管理費等の適用比率は以下のとおり。

政府資金を財源に含む海外事業については、原則 5%であるが、細則 16 に則り、10%もしくは 15%への拡充を可能とする。また、政府資金と民間資金の双方を財源とする海外事業においては、民間資金の部分の適用比率を政府資金の部分の適用比率に合わせることにする。

なお、一般管理費等として申請可能な金額は、加盟団体が実施する個々の事業（ジャパン・プラットフォームが自ら実施する事業を除く）の「現地事業実施経費」の適用比率に相当する額を上限とする（ただし、海外事業においては、右は令和元年度補正予算以降の政府資金を財源とする各加盟団体が実施する個別の事業から適用することとし、令和元年度当初予算以前の予算を財源とする個別の事業についてはその「現地事業実施経費」の 5%に相当する額を上限とする）。

事業・財源区分		適用比率
国内事業	民間資金のみ	10%
海外事業	政府資金のみ	5%・10%・15% のいずれか
	政府資金と 民間資金の双方 (資金ミックス)	5%・10%・15% のいずれか
	民間資金のみ	10%

附則

- 1 本要領は、2020 年度第 7 回常任委員会の議決により制定し、2021 年 2 月 1 日より施行する。